# 広報ざまサークル紹介コラム「よりみちざま（イベント情報、サークル紹介）」掲載基準

（目的）

第１条　市の広報紙である「広報ざま」において、市民活動を支援するため、次に掲げる記事を無料で掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

⑴　イベント情報　座間市民活動サポートセンター（以下、サポートセンター）公式ホームページ「ざまっと」に掲載された市民対象の催しに関すること。

⑵　サークル紹介　サポートセンター登録団体の活動に関すること。

（イベント情報）

第２条　イベント情報に、次の各号のイベントを掲載するものとする。

⑴　発行号の前月の１日時点でサポートセンター公式ホームページ「ざまっと」に掲載されるイベントの内、登録団体が主催する市民向けのイベント

⑵　広報紙の発行月に開催されるイベント（月をまたいで実施するものや常時開催のイベントは最初の実施日を基準とする）

２　公共性や公益性を保つため、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載できないものとする。

⑴　営利目的の宣伝、広報活動に当たるものや教室等の生徒募集

⑵　講師又は指導者が代表者を務める団体又は実質的な運営主体となっている団体

⑶　政治・宗教活動に当たるもの

⑷　個人的な宣伝に当たるもの

⑸　主な活動場所等が、市内でないもの及び個人宅等で行うもの

⑹　掲載の意図、内容が不明確なもの

⑺　その他市長が不適当と認めたもの

３　限られた紙面を有効に利用するため、記事の体裁については、次のとおりとする。

⑴　「とき」について、受付時間や開場時間は、原則として記載しないものとする。

⑵　「ところ」についての記載は、原則として「（例）〇〇文化センター」と施設名までとし、講座室、調理室、第３会議室等については、記載しないものとする。

⑶　「講師」は、原則として記載しないものとする。

⑷　「持ち物」は、原則として記載しないものとする。

⑸　「連絡先」は、申込先として記載が必要な場合等を除き、原則として記載しない。

（サークル紹介）

第３条　サークル紹介は、サポートセンター登録団体の活動について取材記事を掲載する。原則、１号につき１団体を掲載するものとする。

（委任）

第４条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この基準は、平成２７年７月２２日から施行する。

附　則

１　この基準は、令和２年４月１日から施行する。

２　改正後の第２条及び第３条の規定は、この基準の施行の日以後に提出された「広報ざま掲載依頼（◆みんなの広場)」及び「広報ざま掲載依頼（◆サークル会員募集)」に係る掲載について適用し、同日前に提出された掲載依頼に係る掲載については、なお従前の例による。

附　則

この基準は、令和７年５月１日から施行する。

附　則

１　この基準は、令和８年１１月２１日から施行する。

２　改正後の第２条及び第３条の規定は、この基準の施行の日以後に提出された「広報ざま掲載依頼（◆みんなの広場)」及び「広報ざま掲載依頼（◆サークル会員募集)」に係る掲載について適用し、同日前に提出された掲載依頼に係る掲載については、なお従前の例による。